

# 市民の知る権利、報道の自由を守ろう！

(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案)

## 経済安保版秘密保護法案を 廃案に！



新たな秘密保護法を許さない！

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会  
共謀罪 NO！実行委員会  
2024年3月

### 秘密の分野と範囲の拡大

特定秘密保護法の「特定秘密」には、**防衛、外交、テロ、スパイの4情報**が指定されています。行政機関の長（防衛省であれば防衛大臣、外務省であれば外務大臣）が、これらの情報のうち、

イ、当該行政機関の所掌事務のうち別表（防衛は12項目、外交は5項目、テロ、スパイ各4項目）にかかわる情報

ロ、公になっていない情報

ハ、その漏洩が我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であることなどを満たすものを「特定秘密」に指定できます。

今回、特定秘密保護法は改定されませんが、同法案が制定されれば、特定秘密に新たに経済安保情報が加わることになり、秘密の対象は5情報に拡大されることになります。それだけではありません。秘密の範囲も拡大されます。

秘密保護法が成立した段階で、「公文書管理に関するガイドライン」がつけられましたが、そこでは**特定秘密以外の行政がもつ秘密文書**について、**省秘といわれる極秘文書、部内限りとか取り扱い注意といわれる秘文書の規定**が設けられました。この**極秘文書、秘文書が重要経済安保情報にあたり**とされています。国会公務員法では省秘の漏えいは1年以下の拘禁刑ですが、同法案が成立すると重要経済安保情報とされ、罰則5年以下の拘禁刑へと重罰化される可能性があります。

同法案は、秘密の対象と範囲を拡大、罰則も強化し、行政機関のもつ情報を秘密保護体制にくみこむ大悪法です。それだけではありません。民間企業のもつ情報も政府が秘密指定できる道を開きます。

### 日本を秘密だらけにする

岸田政権は、2024年2月27日、経済安保版秘密保護法案（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案）を閣議決定し、国会に提出しました。岸田首相は今国会での成立をめざすと言明しています。

同法案は、制定されれば、2013年に世論の反対を押し切って制定された特定秘密保護法のもとにおかれます。これは日本の秘密保護体制における重要な転換を意味します。いままで日本の秘密保護法制は、特定秘密保護法のみでしたが、このもとに同法がおかれ、重層的な構造になります。その結果罰則も特定秘密を漏えいした者、その秘密を取得しようとした者は10年以下の拘禁刑か1000万円以下の罰金なのに対して、「重要経済安保情報」については5年以下の拘禁刑か500万円以下の罰金と重層的なものになります。同法案の制定を許せば、「日本は秘密だらけの国」になってしまいます。

経済安全保障上の重要な情報

「著しい支障」相当

特定秘密

「支障」相当

重要経済安保情報

## 政府が民間企業の情報も 秘密に指定

政府は秘密に指定されるのは政府がもつ情報だけだと言っていますが、とても信じることはできません。それは同法案が2022年に制定された経済安保推進法と一体のものだからです。経済安保推進法は「安全保障」を経済にまで拡大したものです。同法は（1）半導体、希少物資などの重要物質の安定的な供給の確保、（2）鉄道、航空、電気などの機関インフラの安定的な確保、（3）先端的重要技術の研究開発の官民協力、（4）特許非公開で構成されています。同法のもとに実に多くの民間企業が取り込まれることとなります。これは政府の民間企業への介入、民間企業のもつ情報の「秘密指定」への道を開くものです。例えば、政府が官民協力で開発された先端的技术を秘密に指定しないはずがありません。

## 立法府に対するクーデター

同法案では、第3条で重要経済安保情報について次のように規定しています。

「行政機関の長は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に**支障を与える**おそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを、重要経済安保情報として指定する」としています。しかし、この法案のなかでは重要経済安保情報で特定秘密とされる「わが国の安全保障に**著しい支障を与える**おそれがある情報」についての規定はありません。これは、政府が国会での議論で秘密保護法の改定ではなく、省令などで「著しい支障を与えるおそれのある情報」を特定秘密に組み込もうとしていることを示すものです。特定秘密は最高機密といってもよい情報です。それを国会での議論ではなく省令などで特定秘密にしようというのです。これを立法府に対するクーデターといわずなんというのでしょうか。

## 徹底した身上調査のセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス（適性評価）制度とは政府の指定する秘密に接触できる者とできない者にふりわけられるものです。特定秘密保護法で既に導入されている制度ですが、同法では対象者が主に公務員であるのに対して、同法案では多くの民間企業の従業員も対象となります。何十万もの公務員、民間企業従業員に「秘密」をもらす恐れがないのか、プライバシー侵害の極致ともいふべき徹底した身上調査がおこなわれます。調査は対象者の信条、犯罪歴、経済状態、飲酒の程度、信用情報から病歴にまで及びます。それだけではありません、家族、配偶者まで調査されます。これは、対象者の人格を否定するものです。借金をしていようと、お酒好きであろうと、病気をかかえていようと、それらの何が問題なのでしょう。適性評価の項目の多さから見えるものは、政府が一方向的に期待する人間像であり、それに該当しない者は問題のある人であり「秘密」に接触させてはならないという独善的考えです。プライバシー侵害の極致ともいふべきセキュリティ・クリアランスを認めることはできません。

### 私たちは**経済安保版秘密保護法案**

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案）は

**市民の知る権利、報道の自由を侵害し、**

**民主主義社会の基礎である**

**表現の自由を危うくするものであり、**

**強く廃案を求めます。**



▶問い合わせ先

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会 事務局・角田（080-9408-0962）